

もみじ福祉社会 ニュース



2013年9月 第65号

発行/社会福祉法人 もみじ福祉会



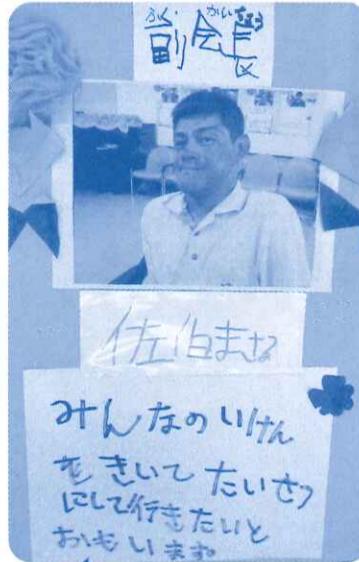
MOMIJI

第一もみじ作業所(生介)
第二もみじ作業所(生介)
第三もみじ作業所(就移・就継B)
第三もみじ作業所(就移・就継B)
ケアホーム つばさ/たんぽぽ/夢トピア
ケアホーム つばさ/たんぽぽ/夢トピア/ドリームハウス
もみじヘルパーステーション夢トピア
障害者生活支援センター めーぶる
放課後対策事業 のびのび/わくわく
〒730-0823 広島市中区吉島西2-1-24
TEL 082-243-0331 FAX 082-243-0497
HP:fukushi-momiji.or.jp

もみじ福祉社会の目指すもの(骨子)

- 私たち、障害者も含めた地域で生活するすべての人たちが、文化的で平和な環境の下、自らの心と身体、そして人生の主人公として暮らせるための総合的な権利保障を目指し、以下の事に取り組みます。
- 仲間(利用者)の生きる力の充実と生活の質の向上を目指します。
 - 地域の生活と福祉の向上への貢献を目指します。
 - 事業の民主的な運営と地域の諸団体との協力・共同を大切にします。
 - これらの実践の要となる、職員の、障害や発達障害、福祉や障害者運動についての専門性の向上につとめます。

快適な作業所に!!



会長 跡野 省司
大きな体に、繊細なハートの持ち主。困っている人を見ていると、ほおってはおけない性分です。ひまわり会の会長として、みんなをしっかりまとめてくれることでしょう。

副会長 小坂 泰嗣
我が道を行くと思いきやみんなの為に自分の為に奔走してきました。前期会長として、大活躍。今回は会長の補佐として、縁の下の力持ちになります。

副会長 佐伯 勝
ちょっぴり天の邪鬼な性格なのか、立候補はしなかったものの、今期もまた役員をやることになりました。密かにみんなから頼りにされる存在です。

書記 許田 賢道
恥ずかしがり屋さんのように見えて、AKBのように舞台に上るのは嫌いではないのです。積極的に司会をやったり、書記をがんばっています。

会計 戸倉 光徳
会議の時は、大好きなダジャレを封印して、真剣にみんなのことを考え取り組んでいます。毎月の自治会費を数える時、必ずお金を表に揃えます。そんな几帳面さは会計にぴったりです。

2013年度 かつどうほうしん

- たのしい ぎょうじを します。クリスマスかいを します。
- みんなの ようぼうを きいて、しょちょうこうしょうを します。
(やくいん会で なかまが あんぜんで かいてきに すごせるように いろんな作業所からも まなびます。)
- ちいきとの こうりゅうを たいせつに します。
- ひがしにほん だいしんさいに あった なかまたちを おうえんします。
- 「しょうがいしゃ そうごう しょんぼう」の なかみを わたしたちの くらしを よくする「こっかくていげん」に もとづいたものにして いきます。そのために ほかの作業所の なかまたちと うんどうして いきます。
- 作業所が かさいにあって、おうえんしてくれた ほかの作業所の なかまたちに おれいをします。(いっぽさんが のこっています。)

自治会ひまわり会には、みんなの代表として選ばれた役員で構成される役員会以外に、色々な役割を持つ専門委員会があります！

専門委員会

■生活委員会

普段の生活を自分たちの手で作っていくことを考えます。
全体朝の会の準備や進行、ロビーの季節の飾り、仕事のはじまりやおわりの放送をします。

■広報委員会

「ひまわり新聞」を作り、自治会の活動を知らせていきます。

■夢をかたちに委員会

仲間の夢や願いが、実現できるような方法を考えます。

■虹の会 担当委員会

他の作業所の人達と力を合わせ、障害者の要望を実現したり、楽しい交流ができるように考えます。

役員より一言

もっともっと、みんなから意見を聞いて、みんなに意見を言ってもらいやすい自治会にしたい！仲間が主人公の舞台は、仲間自身で考え作り上げていこう！みんなを元気に明るくしたい！こんな熱い思いを持って集まった男五人衆が、2年間みんなの応援団としてがんばります。一緒にひまわり会を盛り上げて行きましょう！みなさん、よろしくお願ひします。

夢フェスティバル

とき: 平成25年10月26日(土)
11:00~15:00

ところ: 観音新町第1公園
第3もみじ作業所

太鼓や歌のステージ
遊びのコーナー
焼そばやコロッケなどなど
出店もたくさんあるよ！

来てね！

き・生活していく社会に変われるか：多くの期待とともに不安が残ります。労働・生活・教育・医療・情報等々の各分野の実践の中でこの法律の主旨を具現化し、またその不十分さを補完していく必要があると思います。真の差別の解消は官民を超えた国民の今後の努力にかかるといえるでしょう。

法律案に「差別禁止部会」の「意見」がしつかり反映されるや否やにありました。

結果は？：とてもしつかりとは言えないものでした。しかし差別禁止を願い続けてきた障害者の切実な声を前進させるために、多くの団体・組織が本法案の成立を求めました。

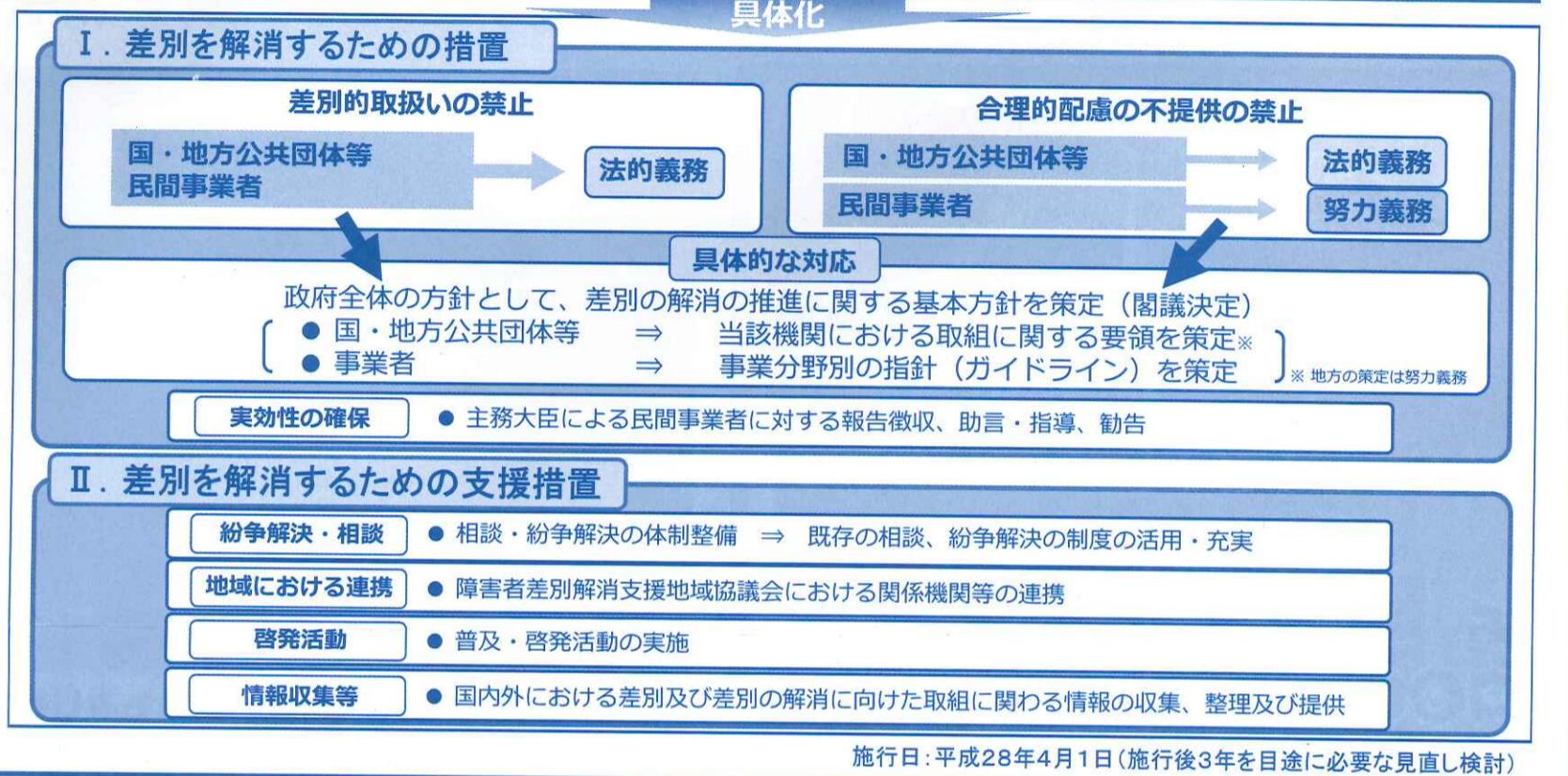
成立は大きな歴史上の一歩といえます。

二〇一一年の「障害者基本法の抜本改正」、二〇一二年の「障害者総合支援法」の成立に続き、本年四月二十六日、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案」が閣議決定され、五月に衆議院、六月に参議院本会議で可決されました。施行は二〇一六年四月一日です。

**日本初!
「障害者差別禁止」の実定法ができる!**

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案（障害者差別解消法）の概要

障害者基本法 第4条	第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止	第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止	第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組
基本原則 差別の禁止	何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。	社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。	国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るために、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。



施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）

後援会コーナー



輝け！ New Face よろしくお願いします！

6月24日から
ケアホームつば
さに勤務するこ
とになりました
浜安泉と申します。
なかまの方達
の夢の実現に向
けて微力ではご
ざいますが、一緒に頑張って行き
たいと思っています。よろしくお
願いいたします。

安富和義と申します。出身はタコの町三原市です。不定期ですが広島のアマチュア劇団さんのお世話になって舞台もやってます。仕事は1年間グループホームで働いていました。多くの方々とゆったりとした日々を過ごすお仕事でした。もみじではさらに多くの仲間や児童生徒の方々と過ごしていくことになると思います。楽しく学び、ゆった



向台さんを偲んで

後援会会長・向台教幸さんのご逝去を悼み、謹んでお悔やみ申し上げます。



ボランティアとして参加した一泊旅行にて (中央が向台氏)

の無認可時代、高校生の頃からいただけでおり、三十年を超える面白で、いつも仲間のために協力していただき、もみじ福祉た。特にお祭りやイベントではただき、フットワーク軽やかに、出店関係（焼きそば、たこ焼き、綿菓子など）の担当ならなんでもお手の物でした。そのほかにも幅広いボランティア活動をされていた生前の活躍が、通夜、葬儀の時のたくさんの参列者から、伺われました。

長い間、本当にありがとうございました。